法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-12

戦後占領期の民法・戸籍法改正過程(8)「家」の廃止を中心として

WADA, Mikihiko / 和田, 幹彦

(出版者 / Publisher)
法学志林協会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
法学志林 / Review of law and political sciences
(巻 / Volume)
104
(号 / Number)
3
(開始ページ / Start Page)
35
(終了ページ / End Page)
99
(発行年 / Year)
2007-02-28
(URL)
https://doi.org/10.15002/00006494

Hosei University Repository

戦後占領期の民法・戸籍法改正過程（八）

――「家」の廃止を中心として――

和田幹彦

序章（九十四巻四号）
第一章　憲法二四条成立過程と民法・戸籍法上の「家」制度
（第六節まで　第一款まで　九十五巻二号、四号。第七節「小括」は百一巻二号）
第二章　民法改正過程
――戸籍法改正過程に先行した民法上の「家」廃止方針決定の予備的考察――
（以上百一巻二号、四号）
第三章　戸籍法改正過程の諸段階
（以上百三巻四号、百四巻二号）
第四章　「家」制度廃止による戸籍法改正
――「第一の流れ」――
序　「家」制度廃止をめぐる戸籍法改正過程の全体像
第一節　戸籍編製原理上の諸問題
第一款　戸籍編製原理（一）　――静的側面――
（1）個人別編製の是非・可否
（2）「三世代戸籍徹底排除」編製原理の確立
（3）編製原理変更に伴う「戸籍」の名称の是非
――「民籍」名称案――
（4）「戸籍筆頭者」の問題
（以上本号）
第二款　戸籍編製原理（二）　――動的側面――
第二節　戸籍編製原理以外の問題
第三節　小括
第五章　人口動態統計の精密化・プライバシー保護を起因とす

Hosei University Repository

第四章　「家」制度廃止による戸籍法改正

――「第一の流れ」――

序　「家」制度廃止をめぐる戸籍法改正過程の全体像

「家」制度に依らない「家」存置の代替的方法[1]として、（a）制度（Institution）としての存置の方法と、（b）制度でなく、「家」制度的な内容を持つ個別条文規定による存置の方法を、区別すべきことは、第二章・第四節の「氏」についての補論冒頭で既に述べた。戸籍法制度は、「氏」と並んで（a）の方法の一つとなり得る。本章では、そうした戸籍法制度における、（a）のみならず（b）をも重点的に検討する。

戸籍法改正過程上の諸問題中、GSが当初より関心対象としていたのは、基本的に［傍線和田、以下断りのない限り同様］民法上の「家」制度廃止から要請される戸籍法改正――即ち「第一の流れ」――のみであること、また司法省、殊に民事二課の最大の関心は、実務の混乱を最小限にとどめることにあった[2]。改正に対するそれぞれのこうした立場の特性と限界は、以下の諸問題への取り組みで徐々に明らかになろう。

Hosei University Repository

戸籍法案をめぐるGSと司法省の会談には、従って、「第一の流れ」に関する限りは、改正過程中の諸問題中重要なものが、当初より濃縮されて現れているため、本章でも結果としてこの会談を重点的に取り上げることになる。ここでまず挙がったのは、何をおいても、「家」を徹底的廃止することであった。戸籍法案は「いわば第二の民法案である」[3]——オプラーがたとえる如く、戦後の戸籍法改正過程は、一面では「第一の流れ」即ち民法上の「家」制度の解体過程そのもの、乃至その忠実な反映である。旧法下では、法理上からも個別具体的「家」構成員・その生成過程が戸籍簿により定義・記録されていたこと、かつ正にこの点により一般「臣民」が当時「家」＝戸籍というイメージ／理解を持っていたこと[4]からも、実体法としての民法をいくら変えようとも、戸籍をも改変しない限り、元一般「臣民」にとっては「家」は決してなくならなかったのである。

GSは、「GHQ（乃至GS）の根本方針」として「家」廃止をいうのではなく、抑々日本側が民法改正上「家」廃止を行ったのであるから、それを徹底するのが（日本側の意図としても）筋であろう、という、第二章・第三節で既に見た方針を戸籍法改正にも当てはめている。即ち、こうした一貫性の要求として、戸籍法上も「家」の名残・形骸・残滓（以下、本稿では「家」的／「家」類似の要素・条項・条文等と呼ぶことがある）を徹底的に排除するべきという論法をGSは取っている。換言すれば、日本側が自ら始めたことを最後まで貫徹するのは当然であり、GSとしては日本側の方針貫徹が徹底しておらぬ点は、これを指摘せざるを得ない、という趣旨である。[5] これが、既に主に第二章・第三節で見た通りの、占領政策の成功のためにGSが採った、強制せず、なるべく日本人の自発的改革に任せ、民主化・非軍事化等の政策が日本に占領後も根付くことを狙う、という方法の一環であることは言うまでもない。

GSは、司法省との会談で、この「家」類似要素を、一般的にのみならず具体的な草案条項に基づいて指摘し、ま

Hosei University Repository

たその具体的解決策を挙げてくる。

以上、民法上の「家」廃止関連の問題――戸籍法案中の「家」制度の残存――について、GSが指摘する問題点を整理すれば、次の通りである。（尚、前章第四節で会談第一期について、ブレイクモアが指摘した諸点の列挙との対比で、ブレイクモアが指摘しなかったがその後挙げられた重要な点に（＊）、さして重要でない点に（x）を付しておく。）

・戸籍編製原理の静的側面
　個人別編製の是非・可否、三世代戸籍徹底排除、「戸籍筆頭者」の問題、等
・戸籍編製原理の動的側面
　離婚復氏者の復籍・新戸籍編製の別、成年分籍権、外国人との結婚（＊）、等
・戸籍編製原理以外の重要問題
　戸籍改製の時限上の問題
　［条文数の大幅削減（＊）後述のオブラーの「三大原則」の一つゆえ、ここで論ずる］
・その他の諸問題
　民法／戸籍法同時施行の必要性（x）

以上を、本章で取り上げる。(6)

Hosei University Repository

第一節　戸籍編製原理上の諸問題

GSとの第5・6回会談冒頭のオプラーの戸籍法第9次草案への総合的回答は、戸籍法改正全体に関わる問題が典型的に現れており、「家」関連以外の点も含まれるが、まず注目しておきたい。

まず、第5回会談（「戸籍法／会談録」、八／一四、以下四三―四四頁。以下、文献名につき、本号本文末尾の略語表を参照されたい）で、オプラーは「[…] 特に同一戸籍内に親子孫三代（three generation [sic]）が入っている場合がある点、婚姻によって氏を改めたものが離婚の場合婚姻前の戸籍に復する点、先妻との間にできた子を有する男子が再婚した場合に、その三者が同一戸籍内にいることとなる点等を指摘」し、

オ　これらの根本的な諸点について、我々は貴方の案に反対意見を有するのであって、その点に関しては自分もブレークモーア、マコーミック両氏もすべて見解が一致している。

貴方の案によると、憲法及び民法改正案によって一旦廃止せられた「家」の制度が裏口から再び入って来る（enter through back door）結果を生ずる。貴方では本法案を今期国会に提出するため至急に司令部のアプルーバルを得ることを希望していられるようである。[…] 貴方の案と我々との間に前述のように根本的な意見の喰い違いがある以上、早急に意見の一致見ることは不可能である。[…]

司　本改正案が家の廃止に即応するものであることは、例えば、婚姻した場合に新戸籍を編成することにした点などからも明らかだと思う。[…]

Hosei University Repository

オ　[…]本法案に対して我々がもっている根本的な反対については、来週月曜日か火曜日、佐藤次官、奥野局長に逢った上、我々の意見を述べたい。

最後の日付は、四、五日後、の趣旨であり、実際は六日後の水曜日となる。GSから司法省への、重要な点の伝達のためには、長谷川のみでは不十分であるとして、とわざわざ佐藤司法省事務次官、奥野民事局長、青木民事局第二課長をもGSに来させた感が強い。

この第六回会談（同、八／二〇、四四頁以降）のオプラーの冒頭の発言は、GSの根本的問題意識・草案への反対点を概括しているので、ここに全文を見ておきたい。この会談でオプラーは、冒頭、

この法案に関し、自分は非常に困難な立場におかれている。先ずこの法律案は百七十条にも及ぶ。しかも精ち[ママ]な法律であって、先にブレークモーア、マコーミック両氏とこの法案について会談したところ、僅か十六、七条しか進行しなかった次第であり、全部を検討するのは容易でない。

と述べた上で、「家」の残存を指摘するのである。

次の困難は、当方と貴方との間に意見の相違があることであって、その相違とは、第一に婚姻して夫婦になった場合、新戸籍を編成するわけだが、その夫婦が離婚をすると夫又は妻は元の氏を名のることになる点（これは、婚姻によって氏を改めた夫又は妻は離婚の場合、婚姻前の戸籍に入ること［草案第二十五条］を指すも

Hosei University Repository

のと思う――服部註）は「家」の制度の残存である［強調和田、次も同］ということである。現在のこの法案を国会に提出して、国会がそのまま通過させればよいが、自分は、国会はそんなことはすまいと思う。ブレークモーア、マコーミック両氏も自分と同意見である。それは単に文言上のみでなく、新憲法の精神と一致しないものであり、又民法改正法律案とも相反するものである。それ故、民法改正案が国会を通過したら、戸籍法も同様の精神でつらぬかねばならない。

すぐ続けて、「次に困難の第三点」として、オプラーは技術的困難を繰り返し、

自分の課では、ブレークモーア氏帰国し、マコーミック氏不在で、現在居るのは自分とマイヤー氏の二人であるため、三、四時間続きの会談をやっても、七、八回はかかると思われ、自分等がこの法案を理解するだけでもむずかしく［…］

と、GSの状況を説明する。

その後に、「家」の制度の点も含めて、総括の意も込めてであろう――この戸籍法案は「いわば第二の民法案である。」とたとえるのであった。

続けてオプラーは、

なお、この法案による届出が警察制度に近いような点がある。例えば妊娠が何回目かというように、国民か

Hosei University Repository

らインフォーメーションを得ようとしているが如きである。

と述べた上で、

以上のような困難があるので、この法案は今の国会には間に合わないように思う。民法改正案が施行せられれば、大いに努力を払って会談をする余裕ができると思う。

と当戸籍法案（⑨案）への全体的回答を締めくくるのである。

GSの意見を簡約すれば、この法案は、

・「家」制度の残滓がある
・長くて精緻で困難
・（なお、警察制度的）
・今次国会提出は無理なので、改正民法成立後審議する

という事である。これに対し、司法省の反応は、概括すれば、

・民法と戸籍法は絶対に同時施行されるべきである

Hosei University Repository

・〔そのためならば〕「家」制度〔の要素〕を払拭し、条文数を大幅に削減する用意がある
・（なお、警察的側面云々はＧＨＱ内部問題ゆえＧＨＱ側での調整を希望する）
・その上で、草案にＧＳの「アプルーバル」が与えられることを望む

というものであった。これにオプラーは「十年位」の改製期限を付し、言わばオプラーの戸籍法案修正「三大原則」として「示唆」して、以下のとおりこの日の会談を終えている（同四七頁）。

結局当方の意見をまとめて言えば、
（一）「家」の制度を除くという精神を徹底すること。
（二）一部を法律から削除して、法律を簡明なものとすること。
（三）旧戸籍を新戸籍に切りかえる期限の制限をつけること。
であって、この点を解決しなければ、会談しても無駄である。
局（一）は賛成である。（二）及び（三）の点はなお研究の上至急連絡する。
オ　国会が九月末まで延期せられ、かつ、貴方で当方の示唆に従えば、この法案は国会に提出できるようアプルーバルを与えることができると思う。［強調和田］

後にも見る通り、民法との同時施行が必須、という司法省に対し「貴方で当方の示唆に従えば」承認を与える、と条件を付けるのは既に単なる「示唆」ではなく、「拘束権」行使のみならず、限りなく（物理的力は不在の）「強制

Hosei University Repository

権」発動に近いといえよう。

以下、（一）につきGSが最も問題とした、戸籍の編製原理の静的側面（個人別編製、三世代戸籍の問題等）、動的側面（離婚復氏者の復籍の問題等）を順に第一款・第二款で重点的に取り上げ、（二）（三）を第三款で、その他の点も交え論じる。

第一款　戸籍編製原理（一）――静的側面――

（1）個人別編製の是非・可否

戸籍の個人別編製案は、公表された要綱・草案には一度も成文化されることなく終わった。

［1］　初期①案成立前の「原案」

川島が中心となった最も初期の「原案」は個人別編製であったが、採用されなかったことは既述の通り。

［2］　①案・要綱・②―⑨案

この時期には、既に全く案としても出なかった。

Hosei University Repository

［3］ GSとの会談

GSとの会談では、しかし、個人別編成案が幾度か提案される。

第1期には、ブレイクモアは、自ら最後にまとめるごとく、

結局自分の意見は、戸籍を親子を単位として小さなものにすることであって、これは実行には色々困難はあろうが進歩的な制度だと思う。進歩的な制度は恐らく現在の実状には合わぬかも知れぬが、それが将来の為によいとすれば、それを作っておくことが必要だと思う。

という（第三回、八／一一、四二頁）。そして、個人別編製（所謂カード式）にブレイクモアは言及するものの、

「…戸籍編製単位が」社会生活の実態に合うかどうか［…］徹底するとすれば、各人毎に戸籍を作る外はない。そこまでしないのならば、なるべく「家」の名残を払底［ママ］して誤解を招かないようにしておくべきである。（第二回、八／九、三八頁）

日本で今すぐこれ［カード式］を実施することは勿論むずかしいことだから、多少昔の制度に似た制度をとることはよかろう［…］

と、その採用を主張はしておらず、司法省側も最後の発言に対し

Hosei University Repository

日本でも経済力が回復すれば一人戸籍にしたいのだが、現在ではむずかしい。（以上、第三回、八／一一、三九頁）

と述べて終わっている。

第二期には、既に見た通り、オプラーは（第六回、八／二〇、四六頁）、「当方の一番反対する点は『家』の制度を残していることである。」と表明するものの、これに対し奥野民事局長が「民法改正法案によって、『家』はなくなった。そこで戸籍は一人一人別にして作るのが良かろうが、それは非常に手数がかかり面倒である。そこで［…］夫婦と子供とを一つのグループにしたまでで、「家」の温存などは勿論考えていない。」と答えると、オプラーも「我々は新しいアイディアによって、夫婦と未婚の子と一つのグループにすることには反対しない。」とこの点には賛意を表し、ブレイクモアと同様である。（尚、「GS戸籍法史料A・B」ともこの点については何等言及していない。）

しかし、第三期に入ると、マコーミックは二度に亘り、個人別編製を主張乃至推薦する。即ち、発言の直接記録でない概括によれば、マコーミックは戸籍の存置必要性にすら疑念を投げ掛け、

戸籍に関する事務のうち戸籍簿のみに残る事例　例えば成年者の養子縁組、父が自ら進んでなした認知、国籍の喪失等の［和田注　『事項』が脱落と思われる］出生、婚姻、死亡等の届出の如く統計上の必要から厚生省にも送られる事項と、裁判所の記録にも残される事項、例えば家事審判所において決定された親権、後見などの届出等とに分類し、第一に属する事項は非常に少いから戸籍というものを存置する必要はないではないか

Hosei University Repository

[…]

と言い、続けて「又存置するとしても個人個人の戸籍にしては如何」と提案する。これに対し司法省側は、「戸籍は家族員の身分関係を明にし、又、個人個人の登録から来る紙と労力を省くものである」と答えたのに対し、マコーミックは「要するに一般人民が区役所又は市町村役場の戸籍係のみに行けば用が足り、又、そこですべての事（例えば裁判関係のこと）がわかるから存置理由があるのだろう」と言っている。（以上、第八回、一〇／一、四七頁。）

しかしこれでは収まらず、マコーミックは三日後に「戸籍を個人個人について作成しては如何。」と繰り返し、個人別編製に固執する。司法省は、「個人個人にすると紙や手数がかかる上、日本の番地は欧米流と異って時には一番地が一地域を包含する事がある為、その個人個人を帳簿に載せた場合、いろは順にならべる事は、英米流のアルファベット式の様に容易な事ではない。」と説明し、マコーミックも漸く「諒解した。」と答え、この後この点は問題にされなかった（第一〇回、一〇／四、四八頁）。

このくだりにつき、マコーミック自身の一二月一日付けの記録でも、

> 個人別編製の登録とは正反対の極をなす、家族［単位］の登録が［抑々］必要か、という問題が相当入念に検討された。日本社会における家族の［重要な］地位に加え、これを単位とする登録の便利さを考えれば、結論としては家族登録は望ましいのみならず実務遂行に際しては必要であり、また個人の尊厳とは対立するものではない、との確証を得た。［…］（「GS戸籍法史料C」第2パラグラフ）

Hosei University Repository

と結論付けられている。もっとも編製方法につき「個人の尊厳」と「対立」しかねない要因がマッコーミックにより看過されていたことは、本款第（3）項「戸籍筆頭者」の問題、で述べる。

［4］　国会審議

国会審議では個人編製の主張はなく、奥野による簡単な言及があるのみであった。議員からは逆に、個人編製とは正反対の極をなす三世代以上の編製容認論が出ており、次項で奥野の個人編製への言及と共にまとめて述べる。

尚、個人別編製については、当初これを採用した川島幹事の「原案」を我妻を含む起草委員が支持せず、我妻が逆に来栖幹事に、さほどラディカルでない案を起案するよう指示したことは既に述べた。参考までにその我妻による、個人別編製不採用の事後的評価・反省をここで見ておこう。これは一九五三年の研究者の座談会での発言である。[8] まず、兼子一がいう。

兼子　［…］私なんかは民法の改正が過ぎたるでなく及ばざるものだと思う。たとえば氏とか戸籍の問題はこわしてしまった方がよかったのではないか。戸籍なども今まであったものがへるからさびしくなるとか「家」がなくなるという感じをもつけれども、初めから個人カードに切りかえてしまえばそういう問題は起らなかったのではないか。

Hosei University Repository

これに対し、我妻は自らの思惑・予想が外れたこと、個人別編製にしておけば良かったのでは、との思いを吐露するのである。

我妻　それは決して立法を弁解するわけではないけれども、ぼく自身が戸籍に対してこれだけ国民の愛着があるとは思わなかったので、その点は今にして思えばあのときにそこまでやってしまえばいいという感じもする。現在戸籍制度を基礎にした「家」の思想の復活がすでに非常に強く行われている。それから宮沢［俊義］先生がいつか言われた「家滅びて氏あり」[9]、ところが「氏とともに戸籍あり」で、今度は逆に戸籍から氏、そして「家」の復活へという道が非常に多いんですね。

これは事後的評価でもあり、深くは立ち入らないが、この問題が戸籍簿間相互参照の便利さ、記録内容の一括性・家族関係一覧の容易さ、当時の紙不足、といった理由だけでは結論を下しがたい根深い問題を孕んでいた事だけは、この我妻の言にも鑑み指摘しておく必要があろう。

(2)「三世代戸籍徹底排除」編製原理の確立

まず、関連する要綱・草案条文変化を一覧しておく。

Hosei University Repository

◎は、一九四七年一二月に国会で成立した戸籍法の条文。この条文番号（◎とサイドラインを各条文の冒頭に同時に付した）に従って整理する。

◎第六条

旧法［本章・次章以後も、一九四五年末を基準とする］

第九条　戸籍ハ［…］戸主ヲ本トシテ一戸毎ニ之ヲ編製ス

［和田注　以後出て来る、配偶者有無との関連は規定無し。また、具体的な詳細規定は民法にあるが、個別具体的戸主権の行使により、編製の実態が変わって来るのは既述のとおりである。］

①　第九条（現行法通）［ママ・改正前の戸籍法の通り、の意］

第九条ノ二　戸主ノ戸籍ニ在ル者ハ其家族トス（民七三二）［…］

第九条ノ三　子ハ父ノ戸籍ニ入ル

父ノ知レサル子ハ母ノ戸籍ニ入ル（民七三三）

要綱

第一　戸籍は［…］夫婦及び子其の他民法に依り之れと氏を同じくする者（配偶者ある者を除く）を単位として之を編製することを原則とすること。

Hosei University Repository

③④⑤⑥

第九条　戸籍ハ［…］一戸毎ニ之ヲ編製ス

一ノ夫婦及ヒ民法ノ規定ニ依リ之ト氏ヲ同シクスル直系卑属ヲ以テ一戸トス

夫婦ニ非サル［⑥配偶者ナキ］者ニ付キ新ニ戸籍ヲ編製スルトキハ［⑤⑥編製スル戸籍ニ付テハ］其者及ヒ民法ノ規定ニ依リ之ト氏ヲ同シクスル直系卑属ヲ以テ一戸トス

⑦　第九条　戸籍ハ［…］一ノ夫婦及ヒ民法ノ規定ニ依リ之ト氏ヲ同シクスル直系卑属ヲ以テ之ヲ編製ス但シ配偶者ナキ者ニ付テハ其者及ヒ民法ノ規定ニ依リ之ト氏ヲ同シクスル直系卑属ヲ以テ之ヲ編製ス

［和田注　⑥迄に比し、「一戸毎ニ之ヲ編製ス」の表現が削除された以外は、内容は同一。］

⑨第六条一項本文

戸籍は、［…］一の夫婦及び民法の規定によってこれと氏を同じくする直系卑属ごとに、これを編成する。但し、配偶者がない者についてあらたに戸籍を編成するときは、その者及び民法の規定によってこれと氏を同じくする直系卑属ごとに、これを編製する。

Hosei University Repository

⑩⑪◎第六条一項本文

戸籍は、［…］一の夫婦及びこれと氏を同じくする子ごとに、これを編成する。但し、配偶者がない者についてあらたに戸籍を編成するときは、その者及びこれと氏を同じくする子ごとに、これを編製する。

［和田注　「直系卑属」が「子」になり、「民法の規定によって」（氏を同じくする）、の表現が削除された。］

◎第一六条

［以下、それぞれの規定に、旧法下では「入夫婚姻」であった場合の対応規定が①にも、また婚姻で氏を改めない者が誰か及びその者が既に戸籍筆頭者である場合の規定が③―⑪◎にもあるが、本稿では、婚姻で新戸籍編製が原則、という新規定が重要なので、ここでは詳細引用しない。］

旧法　戸籍法に該等規定無し、民法に次の規定あり（①参照）

第七八八条　妻ハ婚姻ニ因リテ夫ノ家ニ入ル　［…］

①　第九条ノ四　妻ハ婚姻ニ因リテ夫ノ戸籍ニ入ル　［…］（民七八八）［旧法参照］

要綱第三　新戸籍の編製は左の場合に於て為すものとすること。

Hosei University Repository

一　婚姻の届出ありたるとき［…］

③④⑤⑥⑦

第二三条　婚姻ノ届出アリタルトキハ夫婦ニ付キ新［③ニ］戸籍ヲ編成ス

［…］

⑨第二三条・⑩⑪◎第一六条、同文

婚姻の届出があったときは、夫婦について新戸籍を編製する。［…］

［以上見る通り、旧法と①案を除いて、婚姻での新戸籍編製の原則は要綱以来一貫している。］

◎第一七条

①案・要綱・②―⑨案は無し

⑩⑪◎

第一七条　戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者以外の者がこれと同一の氏を称する子又は養子を有するに至ったときは、その者について新戸籍を編成する。

Hosei University Repository

次に、改正過程を順次見ておく。

［1］①案・要綱

①案は編製原理上は、旧法と変わりはない。

要綱第一で、「三世代戸籍原則排除」の編製原理であることは述べた。（婚姻による新戸籍編製原則が一貫しているのは見るとおりである。）この後、GSの会談を経て「三世代戸籍徹底排除」（例外皆無）の編製原理への修正過程が始まる。

［2］草案③—⑨

◎の第六条該当条文は、③—⑨は一貫して、「直系卑属」を含むのであり、「三世代戸籍原則排除」に過ぎない。（婚姻による新戸籍編製原則は一貫している。）

ただ、③④⑤⑥案では、冒頭で戸籍は「一戸」毎に編制する、とし、第二項で「一戸」を定義する体裁を採っている点は注目すべきであろう。これに対し⑦草案以降現行法までは、「戸」の概念を捨て、単なる戸籍編製方法の規定としたのであった。言うまでもなく旧法下では「戸」＝「家」である。四七年五月三日の新憲法施行に間に合わせ、同時施行する予定であった⑥案までには、まだ「家」の概念が色濃く残っていたことになる。

この「戸」の概念・用語が削除された経緯を明らかにする史料はないが、起草委員・幹事・司法省が少しでも

Hosei University Repository

「家」残存の印象を拭うべく努めたものと推測されよう。また、四七年三月一日付けの⑥案までは吉田内閣下での草案であるのに対し、同年六月三〇日付の⑦案以降は同六月一日成立の片山内閣下であることを考えると、野党党首時代からリベラルな民法改正を主張し、首相となるや否や民法の口語化（これにつられ戸籍法も口語化したのは前述の通り）を強力に推進した片山哲[10]の影響下、起草者達がこうした努力をした可能性もあるであろう。

［3］ GSとの会談

結論から言えば、GSとの会談を経て、⑩で「直系卑属」が「子」になり、これに第一七条が加わって、「三世代戸籍徹底排除」原理が確立される。（婚姻による新戸籍編製原則は一貫している。）

会談では、第一期で、個人別編製を主張しなかったブレイクモアが、具体的に問題としたのは、まず、第六条は編製原則ゆえ、「直系卑属」は「未婚の」或は「配偶者のない」と明示すべき、という点であり（第一回、八／八、三六頁）、次に「会談」を通して最大の論点となった一つ、第六条により、一夫婦はその未婚の女子が出産した非嫡出子（孫）と共に三世代戸籍を編成するのは「『家』の名残ではないか」、の二点である。

前記草案⑨の関連条文第六・二三条を見れば分かる通り、後者の場合三世代戸籍が現出する。この点、ブレイクモアと司法省の問答を追ってみよう。（以下、まず第二回、八／九、三八頁。）

ブ　［…］孫が祖父母と同一戸籍内に居るという状態は生ずることがないか。

司　原則としてさような状態は生じない。しかしながら、例えば、女の子が生んだ私生児はその女の子の両親

Hosei University Repository

と同一戸籍に入る。

ブ　そのような状態は「家」の名残ではないか。戸籍は、どうしても親子を単位として編成すべきものと思う。

司　当方では親子と共に夫婦を戸籍編成の単位とする構想をとったので正当な婚姻のない私生児の場合には、新戸籍を編成しないのである。

ブ　親子を単位としてはどうか。

司　私生児などは、普通母の許に居つて母や母の父母と生活を共にする。前述のように、当方では、戸籍を社会生活の実態になるべく合わせたいため、必ずしも親子を絶対の単位とすることをしなかった。

ブ　前に述べた通り、社会生活の実態に合うかどうかは、いずれの方法をとっても大差はない。徹底するとすれば、各人毎に戸籍を作る外はない。そこまでしないのならば、なるべく「家」の名残を払底［ママ］して誤解を招かないようにしておくべきである。

司　この点は、新しい戸籍制度の根本的な重要な問題であるから、にわかに確答し得ない。更に考慮研究することとする。

日を改めて、折衝が続く。（第三回、八／一一、三九―四〇頁。）

司　［…］私生児ができた場合に、直に私生児とその母とで新戸籍を編成すること或は、私生児の母が他の男と婚姻をした場合に私生児のみの新戸籍を編成することは紙や手数の関係から、技術的にむずかしい。

ブ　技術的にむずかしいというためには、私生児及び私生児のある者の婚姻の統計的数字が必要である。

司　なお、技術的な面を別としても、私生児ができた場合には、その私生児は母と共にその母の両親と生活を

Hosei University Repository

共同にするのが普通であって、私生児が母と二人だけで生活をすることは考えられない。それ故、理論的な問題は別として、私生児をその母及び母の両親と同じ戸籍に入ることにしておく方が一般の国民には理解し易い。

ブ　理解しやすいというのは、今迄の「家」の思想がのこっているからであろう。

司　或はそうかもしれない。［強調和田］　しかし現在の一般国民にとっては婚姻したときには、戸籍が別になることだけでも大改革でもある。

ブ　しかし、戸籍の制度を改正することは、憲法或は民法の改正に附随する問題で、これを行うことは当然の要請である。

司　昔は、日本では、社会生活の実態は、何世数もの人間が生活を共にしていったが［ママ］、かかる状態は、都会では既に解消しており、田舎でも農地改革の結果として消滅することと思う。それ故、夫婦及び親子を戸籍の単位とすることは認めるだろうが、私生児の母子を独立して、一つの新戸籍を作ることは恐らくは将来としても実状には合致しないのではないかと思うから、国民生活の実態に合致させるとすれば、当方の案のようなものになるだろう。

ブ　我妻教授の考えはどうか。

司　我妻教授は、この案について了解しておられる。

ブ　同教授に自分の考えを話して貰いたい。貴方の言われることには大に理屈があって、社会の実状に合わない改正は危険であって更に大きな目的に失敗し易い。しかしながら貴方のやり方は、原則の上に色々の例外を設けていて法律的にもむずかしい案である。そこでもし改正が実態に合わない場合には、新戸籍法は法律上の関係を主として立案したのだから、社会生活の実態に会わぬ点があるということを宣伝して国民に了解せしめればよい。問題は二点あって、一つは、手数がかかるというのならば、その数字的、統計的根拠を示すことで、余りに手数がかかるというのならば採用できない。他の一つは、国民が納得するかどうかの点であって、世論

Hosei University Repository

に訴え、国民の意向によって決することで、余りに複雑な制度を作って国民が新制度に転化できないようでも困る。以上が自分の意見の要点である。

要すれば、司法省は「戸籍を社会生活の実態になるべく合わせたい」と言いつつ、その心中は既に見たとおり、事務の負担・混乱を最小限にとどめたい、ということであったろう。このためには司法省は、原則は二世代迄の戸籍にするにせよ、本項のような例外的ケースではわざわざ新戸籍編製するのは避け、三世代戸籍の出現も厭わない。

問題は、混乱を最小限にとどめるには、戸籍制度、乃至戸籍簿の編製原理自体を、国民の間に根付いている旧来の「家」的意識に従わせるのが最も安易な方法である点にある。司法省の「私生児をその母及び母の両親と同じ戸籍に入ることにしておく方が一般の国民には理解し易い。」との主張に対し、ブレイクモアは、「理解しやすいというのは、今迄の『家』の思想がのこっているからであろう。」と指摘するが、司法省も「或はそうかもしれない。」（！）と応じているのを見ると、この点を意識はしていたのであろう。そして、この安易な方法は、「家」類似条項の存置に道を開く。

すでに述べた、司法省の条文起草の基本方針の最大の問題点はここにあった。これは、今後見る他の点でも次第に明らかになって行く。

この第一期会談を終えた後、八月一二日のブレイクモア自身による本問題点の整理を見よう（「GS戸籍法史料A」）。

Hosei University Repository

[現時点の草案⑨に] 旧法上の手続きが幾つか [そのまま] 継続されていることは不必要なばかりでなく、旧い、表面上は既に否認された法律上の家族制度 ["family system" 以下同] に固執したがる反動的諸グループにより利用される可能性がある。

と述べたのち、ブレイクモアは草案⑨の戸籍編製原理を概説し、以下のように問題と解決法を指摘する。

このような拡張された家族制度を継続するのは、私には若干危険に思われる。[…] 現在案を捨て、natural family [=親と未成年・未婚の子] のみを登録の一単位としてまとめる原理に従う登録制度にするべく日本側に既に提案した。この原理を当て嵌めれば、[…] 子が別の者を養子とした場合 (これで三世代が [同一戸籍内で] つながってしまう)、または子が [同じ氏を名乗る] 非嫡出子を認知した場合、自動的かつ例外なく戸籍分離し、同じ氏の下に新戸籍を作成することになる。

要すれば、一戸籍に入るのは二世代までに限定し、孫の同一戸籍記載継続を排除するのである。

この文書がオプラーに提出され、第二期に移る。

第二期に、オプラーも特にこれを取り上げる (第五回、八／一四、四三頁)。司法省の概括では、オプラーは既述の通り「[…] 特に同一戸籍内に親子孫三代 (three generation) が入っている場合がある点 […]、等を指摘し」た上で、曰く「これらの根本的な諸点について、我々は貴方の案に反対意見を有するのであって、その点に関しては自

Hosei University Repository

分もブレークモーア、マコーミック両氏もすべて見解が一致している。」と述べ、これを『『家』の制度が裏口から再び入って来る結果を生ずる」と迄言い切っているのである。

会談後のオプラー自身の記録（一九四七年八月二二日付けメモランダム、GS戸籍法史料B）では、まずオプラーの部局が反対するのは、

> 新法案中に、旧法上の手続きが幾つか［そのまま］継続されていることは不必要なばかりでなく、旧い、表面上は既に否認された「家」制度（原文"house" system）に固執したがる反動的諸グループにより利用される可能性がある。

という点だ、とブレイクモアの文言をほぼそのまま採用している。具体的な問題としては後述第二款（1）の離婚復氏者の復籍が主に批判の対象に挙がっているが、まとめとして三世代徹底排除原理も「一つの戸籍簿が三世代以上をカヴァーする事態は絶対に避けられねばならない。」との表現で明示されている。そして「八月二〇日の会談で、［…］私は司法省の代表に以下の点を伝えた。［…］法案の実体は、前述［…の］通り幾つかの面［三世代戸籍が可能な点含む］で同意しがたい。」と結んでいる。

これを受け、司法省側は、第3期に入る前、九月九日⑩案で冒頭条文の通り、第一七条で以て「三世代戸籍徹底排除原理」を確立することになり、結局この条文が国会で成立する。

Hosei University Repository

「司法省側、就中青木もこの点は、強く印象に残ったと見え、後に次の様に他の者と共に語っている。（「戸籍法／座談会Ⅱ」三五―三六頁。）

青木　ＧＨＱとの交渉での細い［ママ］点はすっかり忘れてしまいましたが、記憶に残っているのは、例の三代戸籍を排除しろということで、現行の十七条を加えたことです。この点については、当初の改正要綱のときから、日常の家族生活形態と合わせて戸籍を編製する、すなわち原則として夫婦親子の戸籍にする案がとられていたわけでして、ただ例外的に、三代が一緒になる場合があり得るんです。これは非常に例外だと思いますよ。だからわれわれはそんなに意にもとめていなかったんですが、そこをＧＨＱは突いてきたのです。ＧＨＱの基本の考え方としては、戦後の日本の民主化のためには、家の廃止を徹底的にやらなきゃいかん。［和田注これが単純化に過ぎることは既述の通り。］したがって戸籍の面でも、まだ家の考え方が残っているという印象を与えるようなことはすこぶる困ると、そういう観点から三代戸籍の排除をしろという要請なんです。これに対し、当方としては例外的に生ずる場合を排除するだけのことだから、さほどこだわる必要はない、十七条を入れることによって若干手数が増すことにはなるが、他方このような規定を入れておけばそれだけ早く旧法戸籍を新法戸籍に分解することができるという逆の面の利益もないことはないと。こういうことで、こちらもこれを受け入れることになってきたわけです。［強調和田］

平賀　そうするとこの十七条は司令部側から出た案ということですね。

青木　そうです。

平賀　ところが不思議に思うのは、こういう問題をどうして司令部側が気がつくんだろうということですね。

青木　先方はなかなか勉強してます。

Hosei University Repository

田中　マコーミック［ママ　和田注　これはブレイクモアの誤り］が指摘しているのですが、日本の法制についてずいぶんよくわかった方だなとぼくも感心しているんです。

青木　ブレークモアさんは東大の法学部で勉強したんだから、日本法については通暁してましたからね。日本語の法律書で必要なものは全部読んでいる。

平賀　ただ日本の法律家だったら、特に戸籍に詳しい人はどういうぐあいに三代戸籍ができるかがわかるかもしれないけど、一般の法律家だったら、どういうぐあいに三代戸籍ができるのかと言われてもね。

青木　それはぼくの説明がまずい面もあったんでしょうな。（笑）先方から純粋に夫婦とその子供だけの戸籍かと突っこまれれば、嘘もいえないから必ずしもそうでもないということを言ったかもしれませんね。[11]

島野　娘が非嫡の子を生んだら親の戸籍に入れるということから三代戸籍になるんじゃないかと突っつかれると。

青木　向こうも勉強してますからね。あれこれ突っつかれると白状しちゃうことにならざるをえない。

平賀　勉強はしているでしょうが、だれか教えたんじゃないかという気がするんですね。[12]（笑）この規定は、いまから見ると、あって悪い規定じゃないし、いい規定だったと思うんですけど。

要すれば、若干手数が増してもその分早く戸籍簿の改製が進む、という利益に鑑みて、司法省が第一七条導入に踏み切った事情が窺われる。（この点、「会談録」には記録されていない。）

［2］　国会審議

しかし、同四七年一一月の国会ではこの点が問題になった。

Hosei University Repository

奥野政府委員の提案理由説明の要点は次のとおりである。[13]

まず第一に、戸籍の編製方法を根本的に改めた点を挙げる。

従来戸籍は各家ごとに編成され、いわば家の登録［…であったが、…］民法の改正によって、この家の制度が廃止される［…］と、戸籍を編成する基本的な基準が、まったく失われる［…］

と前置きし、次に、個人別編製の場合の不便さ・困難を予測する。

しかし［…］各個人ごとに編成する［…］と、各個人間相互の続柄が不明瞭となり、国民一般に非常な不便［…］、他方戸籍事務の取扱上、予測すべからざる困難を招来する［…］

そこで、新たな編製基準を説明する。

従って他にその編成の基準を求めなければならぬ［…］が、［…］夫婦親子を単位とする以外に、他に適当なものを見出しがたい［…］。［…］この編成方法は、戸籍をして、ある程度現実の親族共同生活体に即応せしめる［…］［強調和田］

更にここで、「三世代戸籍徹底排除原理」を説明し、第一七条に言及する。

Hosei University Repository

[…] 夫婦親子を単位として […] 編成 […]、祖父母と孫とは戸籍を同一にすることはない […]

最後に、即刻全部改製ではなく、経過措置がある、と説明する。

[…] 全部を、ただちに編成替え […] は、無用の混乱と煩雑を来す […] から、第百二十八条によって、かかる［従来の］戸籍はこれを本改正案の規定による戸籍とみなし、ただ今後十年を経過したときに、これを改製する […]

政府委員奥野の説明は、一一月二五日の参議院司法委員会でも、大体衆議院の委員会と同じであり、衆議院の質疑に挙がった点を初めから入れている点があるのみである。一点、個人別編製法について「現在の紙の状態から見て、そういったことは到底事実上できないことになっております。」［三頁］と言っている。

これに対し、鬼丸義齋議員から根本的な疑義が呈せられ、奥野の答弁となる。(15)

鬼丸は、「二代戸籍の主義」の採用につき、親と既婚の子も

[…] 感情的において、従来同一戸籍にある［ので…］、非常に親子関係の感情が細やかなものがあった […] が、これを法律上殊更二代主義になさなければならない理由があるかどうか。[…] 私は国民感情というと大袈裟でありまするが、親子間の感情の意味におきまして、むしろ三代でも四代でも、本人の自由意志によって

Hosei University Repository

同一戸籍内にあらしめる［強調和田］ということの方がいい［…］

と言い切る。奥野がこれに対し、答えた箇所は以下のとおりである。

委員長（伊藤修君）　速記を止めて。［速記中止］

委員長（伊藤修君）　速記を始めて下さい。[16]

GSの意向につき、説明したと推測するに難くない。（また、後述の修正案があったことを思えば、仮にも何らかの修正を試みるならばGSの了承を得る必要がある、と説明した可能性もある。）既に経緯を見た通り、鬼丸が直接問題とする「三世代戸籍原則排除」の編製原理は、もともと日本側の起草委員会から出されたものであった。しかし、その後GSは「徹底排除」原理を要請したのであって、これをも導入した内閣の国会提出草案⑪を擁護すべき政府委員奥野としてみれば、今更「三世代以上」許容に戻れないことを説明するに、GSの意向をも説明せざるを得なかったであろう。[17]

奥野は、この直前にも鬼丸議員に「今度の新らしい戸籍の意義［…］は、［…］各人の登録の場所を言う」のかと問われた際に、その通り各人の登録である、「尤もその戸籍は、一夫婦と子供でもって一つの戸籍を編製」と答えたがゆえに、何故「各人の登録」であるのに「二世代編製」をするのかを説明する羽目になり、答弁に苦労している。[18]

以上を整理すれば、今までの戸籍編成単位理念の「家」がなくなったが、代わりに、何故夫婦と子の二世代編製に

Hosei University Repository

するか、という「理念」は抑々ない。大体これが多くの家族の実態に近いだろう、という政府委員提案理由説明しかない。（実は、これが起草委員会とGSの多数意見でもある。）ところが、「家」に対抗する新「理念」がないゆえに、以下の二代編製への反対案が出てくる。

（ア）個人別編製。これは不便かつ紙がない、との理由で切り抜けている。

（イ）一―三、四以上の何世代でも本人の自由選択編製。鬼丸案はこれである。旧法下でも、実際（戸主権に服しながらも）世代数は自由な戸籍編製で問題なく機能してきた。従って、この案に対しては、「不便・紙不足」は無論、統一性がない、という反対理由も成り立たない。[19]

ゆえに、（イ）の鬼丸案に対しては奥野は「GHQ（GS）が反対の意向である」と認める以外、何の法律上の決定的理由も挙げ得なかったであろうことは、想像に難くない。[20]

この鬼丸―奥野質疑応答の後、編製原理の質問は止んでいる。が、後日一一月二八日に、編製原理についての修正案がGSに持ち込まれたのであった。

この修正案及び関連文書[21]は参照し得た日本側史料には全く見当たらず、GS側史料にのみ英文があり、和文の修正案は見いだせない。まず、マコーミックによると思われる手書きで「四七年一一月二八日、参議院より」と記された紙にタイプ打ちで、（後述の公開原則に関わる修正案があり、それに続いて）以下の修正案がある。

第一七条第二項として以下を追加。

戸籍の筆頭に記載したる者と氏を同じくするその親［原文"a direct ascendant"］[22]は、同筆頭者の戸籍に入ることができる［原文"may be entered"］。

Hosei University Repository

しかし、これは書き込み文字も全くなく、やはりマコーミックかと思われる筆致で全行にバツ印が付してあるのみで、検討された形跡はない。そして、代替案とおぼしき以下の案が別葉にある。同じくマコーミックによると思われる手書きで用紙の右上に「四七年一一月二八日、参議院より」とあり、案はタイプ打ちである。

一八条四項として以下の条項を追加する。

戸籍の筆頭に記載したる者と氏を同じくする一の直系尊属［原文"a lineal ascendant"］は、両者（及び該当あれば各々の配偶者）の合意の下に、当該戸籍に入ることができる。［（　）の括弧内のみマコーミックの手書き付加］

これには用紙の左側に「Out　一二月一日」、下段に「反対（Objection）」［原文下線のママ］とある。

また更に別葉に、マコーミックの手書きメモが見られる。

［和田による注記――以下も、ここまでも、GHQ文書の史料は、基本的にアルファベット表記なので、一般的に日本語の名はアルファベットか、せめてカタカナで書き、注かブラケット中に、和田の調査による漢字表記を書くべきであろう。ただ、他史料に拠り、同一性がほぼ確信できる人物については、当初より漢字表記としたことをお断りしておく。関連中も参照されたい。］

Hosei University Repository

四七年一一月二八日

梶田　氏　参議院司法委員会の　資格有る専門家［原文 Qualified Specialist］

伊藤　氏　同　委員長

根本　氏　参議院事務官［原文 "Secretary"］(23)

［…この間に、公開原則に関わる第一〇条についてのメモあり、後述…］

四七年一二日一日　―　一八条四項修正

一七条　追加　　一九条

父―母×　　父―母

―　　―

息子―妻　　娘―夫×

母の死亡後、同意によりその息子と妻の戸籍に入る父（又は［逆の場合］母）の権利

とあり、この数行に大きなバツ印が付した上で　Out　と記入がある。

以上の一次史料の意味するところは次の通りであろう。参議院司法委員会での一一月二五日の奥野―鬼丸の質疑の後、鬼丸議員の発案か否かは不明ながら、委員会で上記の修正が起案された。挿入の場所については、当初一七条二

Hosei University Repository

項、その後一八条四項に改められた。伊藤委員長含め三名がこれを一一月二八日にGSに許可を受けるべく持ち込んだ。GSがこれを検討する際、（日本側の説明なのかマコーミックの適用例なのかは不明だが）想定した具体例は、まず一七条によって子供（例えば息子）が婚姻により新戸籍を編成した後、母が死亡した場合、息子と（その妻と）の相互合意の上、息子の戸籍に入ることができる（図表の後のマコーミックメモはこちらのケースについて）。次に、一九条の規定により、離婚した娘が両親の戸籍に戻らず新戸籍編製を選択した後（詳細は本節第二款（1）で後述）、両親と娘が合意すれば、両親は娘の戸籍に入ることができる、というものであろう。

この内容を見て、一二月一日にGSはこれを異議あり、として国会（委員会）提出を認めなかった。よって国会の審議録等には一切記録に残らなかった訳である。

GSの異議の理由は、修正案の内容を見れば明白である。和文修正案がないので、ニュアンス上、本修正案が、氏を同じくする親子二世代双方の夫婦四人が同一戸籍に入ることまで認めているのか、または他の条項（主に第六条の「一の夫婦」）の原則によりこれはマコーミックの図表の通りあり得ないのか、判然としない。もし認めているならば、この修正案は、戸籍法における「『家』廃止」を空洞化し、「三世代戸籍徹底排除」は根本的に崩壊させるものとなる。（また、認めていない場合でも一方の配偶者死亡後、生存配偶者のみについてではあるが、同じような現象が起こる。）

つまり先ず、一七条で子供（例―息子）が結婚して新戸籍編製した直後に、両親が息子の戸籍に入れば、息子が筆頭者のまま両親はその後に記載されることとなり、旧法下の隠居による戸籍の全面改製で新戸主が冒頭に来、前戸主がその後に記載されるケースと体裁上全く同一となる。次に、子供に孫が生まれれば、同一戸籍内に三世代が記載さ

Hosei University Repository

れることになる。関係者が合意・希望した場合のみという制限はあるものの、戸籍法改正全体の精神と完全に逆行する修正をGSが認める訳はない。

しかし換言すれば、奥野から速記中止時にせよその前後にせよ、GSの意向は修正起案者には当然伝わっているであろうから、それにも拘わらずこうした修正案がわざわざGSに持ち込まれたことは、鬼丸発言に見るように「三世代戸籍徹底排除」原理への反感・「家」類似編製原理への希望が、議員の間に如何に強かったかを如実に物語っているといえよう。

マコーミックは一一月七日に司法省との会談が終了した後もすぐに記録・報告のための文書は残さずに、上述の修正案や他の修正案全てを検討して後、一二月一日付けで九月以降の三カ月に亘る交渉の記録をまとめており、本項の点についても簡潔に述べている（「GS戸籍法史料C」）。

［本点を含む］原案に対する異議（一九四七年八月二二日付けメモランダム［GS戸籍法史料B］参照）は、登録［の一単位］の範囲を親子のみの家族に限定し、［…］解決を見た。［…］本法案によれば、［…］最大限でも夫婦と、その未婚の子[24]［…］のみが含まれることになる。

こうして該当条文は、結局⑪案のまま国会で成立したのであった。

Hosei University Repository

(3) 編製原理変更に伴う「戸籍」の名称の是非——「民籍」名称案——

旧法下では、戸籍の「戸」＝「家」であり、「家」廃止の下で戸籍は「家」の登録ではなくなり、なおかつ編製原理上「家」類似要素を排除しようとしたこの改正では、そもそも戸籍は「戸」籍なのか、その意義の変化に伴い名称も変更すべきでは、という議論が、「家」廃止賛同者からも、そして皮肉なことに「家」(類似要素)維持論者からも出ることになった。

これは編製原理の静的側面のみならず動的側面の変化にも無論その因を発しているが、国会での議論が「三世代戸籍徹底排除」原理と連関して行われているので、ここで取り上げる。

「戸籍」の名称については、戸籍法案国会提出より前、一九四七年八月二〇日に既に、民法改正に関る衆議院の司法委員会における公聴会にて、吉田三市郎専門家公述人によりこれを「民籍」とすべきであると主張されている。[25]

> […] この機会に一言申し上げて、将来戸籍法の御審議をなさるときのご参考に供したいと思います。[…] 家が廃止されている以上は戸籍というものはないはずです。戸籍というものは家の籍、家の籍の中に、戸主の家族の籍が書いてあるというのが従来の考え方であった。ところがその家が廃止されてしまえば今度は戸籍というものはおかしい。ですからこれは民籍——ほかに適当な名前がありますれば結構ですが、私どもの考えでは

Hosei University Repository

これは［…］国民の籍で、すなわち民籍法としていただきたい。こう考えております。

これは前後の発言内容からもどちらかと言えば、（法律上の）「家」廃止を受け入れ、これを前提とした廃止賛同者によるものと見て良い。

この時は、あくまで民法改正案の審議であったため、本件につき発言後特に質疑応答も議論も行われていない。

その前後は、GSとの会談も含め名称の議論はない。これが再論議されるのは、戸籍法案審議の参議院司法委員会、同年一一月二五日になってからで、鬼丸議員がこれを持ち出し、與野政府委員が答弁する。[26] 前項（2）の鬼丸の三世代戸籍容認／推進論を見ても分かるとおり、鬼丸は「家」維持とはゆかぬまでも類似要素維持論者といえる。その鬼丸がわざわざ戸籍から「戸」の字を消そうと主張するのには、逆説的・戦略的意味が読み取れる。

鬼丸義齋君　［…］戸籍というものの［…］意義［は…］、従来のごとき戸籍の意義で変るところないのか。或いは又［…］政府の方では新らしい意義を持たれるのであるかどうか。この点を伺いたい。［…］

政府委員（與野健一君）　［…］戸籍［…］は従来は家というものがありまして、家の籍という意味で戸籍ということにいたしたのでありましょうが、今後はそういう意味とは非常に違って参りまして、［…］概念としては、やはり家の籍ではなくして、各人の籍ということになって参ります。この点は第十三条に、「戸籍には、本籍の外、戸籍内の各人について、左の事項を記載しなければならない。」ということで、各人についての登録［強調和田］ということで以て、［…］夫婦と子供というのを［…］一つの用紙に戸籍として載るということになるわけであります。

Hosei University Repository

これは前項（2）の議論の言わば延長で、戸籍編製の静的原理の概念枠組は一体何なのか、個人なのか「家」類似のものをそこに認めるのか、が論点であろう。ここで奥野は、「各人についての登録」である、と法文中の文言を持ち出す。確かに旧法での登録は、一八条でもっと複雑に「戸主の」、「戸主及び・又は・並に・家族の」となっていて、横並びの「各人について」とはなっていない。ここで鬼丸は、ならば、戸籍という名称は不適、と主張する。これに対し、奥野は「民籍」「人籍」案もあった、と報告し、今からでも名称変更も可能である、と述べる。

鬼丸義齋君　そうしますと、この戸籍という文字が当らないのであります。［…］各人の登録［…］であるというのであるならば、戸籍という名前自体もそれに副うようにこの際変えなければならないのではないか。

政府委員（奥野健一君）　それは御尤もな点でありまして、我々も実にこの戸籍という名前をどういうふうに変えるか、或いは民籍とか、或いは人籍とか、いろく考えたのですが、従来やはり戸籍と言われておって、非常にポピュラーに皆に知れわたっておる名前でございまして、止むを得ず、［…］結局戸籍というのは必らず家の存在と離るべからざる名称とも考えられませんので、こういう名前を用いましたが、別によい名称がありますれば、変更するに吝かではありません。

鬼丸義齋君　やはりこの審議のときに、人籍とかいうようなふうな議論も出て、それが［…］容れられないことに［…］なったというわけですね。

政府委員（奥野健一君）　民籍ということも一応考えたのであります。

Hosei University Repository

これは鬼丸の目的からすれば逆の論法を取っているわけで、もし戸籍の名が変えられぬなら、逆にその「戸」の文字に実体的意味＝「家」類似要素の存在許容があるのでは、との主張へ誘導するのである。しかし、奥野はこれを認めず、更に逆を行き、名称変更は可能＝「家」類似要素の積極的許容意図の不在を説く。今次戸籍法案の実体に鑑みれば「民籍」なる名称も十分考え得た、というニュアンスである。

この後、国会審議記録には一切この話題は出ておらず、名称変更も行われなかった。しかし、実はこの参議院司法委員会では、戸籍法文中全ての戸籍なる語を「民籍」へ変更する、画期的な修正が起案され、承認を得るためにＧＳに持ち込まれ、しかもＧＳもこれに反対しなかった、という経緯があった。

即ち前項（2）の修正案と同様、日本側の（一次的・二次的とも）和文史料はないが、ＧＳの英文一次史料によれば、四七年一一月二八日に、やはり参議院司法委員会より梶田参議院司法委員会メンバー・伊藤 修委員長・根本参議院事務官［？］（前出注参照）がＧＳを訪れた際、次の修正案を提出している。[27]

四七年一一月二八日、参議院より［この部分のみマコーミックの手書き］
以下の通り戸籍法改正案を修正すること。
本法案中の「戸籍」の語は「民籍」にこれを置き換えること。［英文タイプ］

同葉には、他の同史料ファイルにある英文修正案と異なり、OK とも No objection とも Out とも書き込みはない。ただ、マコーミックの筆跡による以下の書き込みがある。

Hosei University Repository

KO–SEKI　　*MIN*–SEKI
House　　Civil Person

KO–SHU　　*HITTO*
Head of House　　Name of person who appears first written[28]

マコーミックはこの修正案の意味するところを「戸」「民」の文字に遡って確認したのであろう。GSの明確な記録は賛・否ともない訳だが、これを好意的に受け止めたこと乃至認可した可能性が十分あることは、戸籍法改正最終案と改正過程全体につき報告する一二月一日のGS内部の正規文書に、マコーミックが前記の日本語の意味確認に準拠して以下の通り「民籍」の語を重用していることから窺われる（「GS戸籍法史料C」）。マコーミックがあたかも法案自体に「民籍」の語が用いられるかのように言っている事実は、一二月一日の段階で本修正案がGSの同意を得ていたこと、しかもその後の国会での可決見通しを彼が持っていたこと、の二点の可能性が極めて高いと推測させる。

本法案によれば、HITTO（最初に記載されている者の名前［ママ、誤り］）の下にMINSEKI（civil person system［sic］[29]）登録簿が設けられることになり、最大限でも夫婦と、その未婚の子［…］[30]のみが含まれることになる。（上記KOSEKIがMINSEKIとして構成される方法につき、表Bを参照のこと。）

Hosei University Repository

表Bとは次項（4）で引用する、改正法による戸籍簿様式雛形である。後述の通り、旧法下の「本籍」「前戸主」「戸主」の特別欄のあるKOSEKIとは異なり、マコーミックは法文の自然な解釈として、改正法下の戸籍簿には「本籍」「戸籍筆頭者」の特別欄はなく（実際は設けられた）、各人平等ゆえ、これはMINSEKIとして構成されている、という訳である。

この「民籍」名称案の実現可能性は必ずしも低くはなかったと思われる。ブレイクモア、オプラーの「家」類似要素のかなり徹底した排除、またマコーミックの個人別編製の主張、国会でも奥野のいう検討過程でも出ていた「民籍」名称案、そして（鬼丸の「家」観念認知に対抗するためであったにしても）奥野の名称変更可能という国会での明言、マコーミックの殊更の「MINSEKI」語の重用、等々を勘案してみよう。

GSの問題関心からいえば、個人別編製を司法省側が拒否した際、GSは「戸」籍という名称を変更することを主張してもよかったであろう。そうすれば民法と並んで戸籍法でも「家」廃止を言明することになる。新戸籍法の複雑な改正内容を喧伝する以上に、全国の役所で単に「戸籍」の二文字はなくなった、と国民に周知徹底するのみで、「家は廃止だが、戸＝家の籍は戸籍に残っている」という意識を根絶するためにも、効果は絶大であったろう。

他方、司法省の「実務の混乱をできるだけ避けたい」との最大関心から言えば、旧来通りの「戸籍法」の名のままでかなり斬新な内容を盛り込むからこそ、国民は混乱するという面もある。いずれにせよ新内容導入は既に決定ずみの不動の事実ならば、これを「戸籍ではない、民籍である」とすれば、国民も新しくて当然、役所の窓口でも一々積極的に解説を求めよう、ということになり、かえって混乱を避け得る、というメリットもあった筈であろう。（次項（4）の一松参議院議員のエピソードでも同じことであろう。）

Hosei University Repository

にも拘らず「戸籍」の名を捨てなかったのは、結局「家」類似要素をノミナルにせよ少しで残したい、という保守派を説得する方法の一として、「戸籍」の名称、「戸籍」は従来通りで変わっていないという幻想（？）に訴える効果の方をより大としたのであろうか。修正案を起草した議員がおり、司法委員会委員長自身がGSの了承を得る労までとったにも拘わらず、結局この修正案はその後司法委員会でも本会議でも提出されずに終わったのである。[31]

（4）「戸籍筆頭者」の問題[32]

「戸籍筆頭者」とは、改正戸籍法の文言に従えば、「戸籍［…］の筆頭に記載した者」に過ぎない。しかし、本項で取り上げる通り、改正法ではこの「筆頭者」の氏名を特に戸籍簿の冒頭に記す欄が設けられるなど、特別の扱いがされている。

先ず、「戸籍筆頭者」自体に関する規定の変化を見よう。

◎第九条

① では、旧法の一部改正であり、戸主がそのまま残っているので、「表示」に関する規定は特にない。従来通り、「表示」が必要となる際は、戸主の氏名及び本籍を記載することになったであろう。（例としては、旧戸籍法第六九条第二項一三号の出生届に記載すべき事項として「子ノ入ルヘキ家ノ戸主ノ氏名及ヒ本籍」等を見よ。）

Hosei University Repository

要綱第七

届書其の他の書類に戸籍の表示を必要とする場合に於ては戸籍に記載したる者の中筆頭の者の氏名及び本籍を以て之を表示するものとし、其の者を戸籍より除きたる後も亦同じきものとすること。

③［第一四ノ二条］　④⑤⑥⑦［共に第一〇ノ二条］　全て同文

戸籍ヲ表示スルニハ［…］戸籍ノ筆頭ニ記載シタル者ノ氏名及ヒ本籍ヲ以テス其者カ戸籍ヨリ除カレタル後亦同シ

⑨［第八条］　⑩⑪◎［共に第九条］　全て同文

戸籍は、その筆頭に記載した者の氏名及び本籍でこれを表示する。その者が戸籍から除かれた後も、同様である。

次に、戸籍の記載事項に関しての旧法から改正までの変化を簡単に見てみると、要綱（第二）以後、法案（現行第一三条該当条文）、現行法（第一三条）どれを見ても、内容はほぼ同じである。

◎第一三条

Hosei University Repository

旧法　第一八条

戸籍ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　戸主、前戸主及ヒ家族ノ氏名　［以下略］

旧戸籍法施行細則（大正三年一〇月三日司法省令第七号）

［第一条及び附録第一号様式（ひな形）に拠れば、家族は個別に氏は記載されない。］

①　旧法と基本的に同じ

要綱

第二　戸籍には左の事項を記載するものとすること。［改行］一　氏名　二　本籍［…］

③④⑤⑥⑦

第一八条　［文語で「各人ニ付キ」とあり、内容上左の◎と同一］

⑨（第一八条）⑩⑪◎（第一三条）

戸籍には、本籍の外、戸籍内の各人について［強調和田］、左の事項を記載しなければならない。

Hosei University Repository

一　氏名［強調和田　以下略］

次に経過を見よう。

［1］要綱　及び　［2］GSとの会談前の草案②—⑨の一貫性

旧法と同じ①を除外し、要綱第七で、戸籍の「表示」（要すればインデックス）を目的とする「戸籍に記載したる者の中筆頭の者」、所謂「戸籍筆頭者」が初めて現れ、◎の成立法まで、一貫している。この概念及び具体的な戸籍簿上の表現形態については、起草委員会に於いて論争があったと川島が伝えていることは、既に述べた。

［3］GSとの会談

会談を通しても、結論から言えば条文は一切変わらなかった。

まず、「戸籍筆頭者」が論点に上った箇所を見ておく。これを条文上の問題として指摘したのは唯一第一期のブレイクモアのみであった（第一回、八／八、三六—三七頁）。

［ブ］次に、第八条は戸籍の分類のための規定と思われるから、その趣旨例えば「……［ママ］表示して分類する。」というような規定の仕方をしたらどうか。

司　例えば第十八条第七号には「戸籍の表示」とあるが、第八条はかような表示、いいかえれば戸籍の呼称の

Hosei University Repository

ようなものである。

ブ　たしかに第八条は戸籍の内容ではなく、戸籍の呼び方をきめるための規定であろうから、その目的を書いたらよいとおもうのである。

この後記録上はマコーミックが別件で割って入ったため、この話題は途切れてしまっている。が、既に川島が述べているように、また後述する如く、この「戸籍筆頭者」は問題を孕んでおり、条文上も司法省の説明でも単にインデックスとしか見えないこの条項に、「何か」を感じたブレイクモアの見識には一目おかねばならない。この箇所の正に直前でブレイクモアは、既述の「紙や手数のために『家』の名残を残しておくことは賛成できない。」と、離婚復氏者の復籍を論難しているだけに、彼が「筆頭者」にも「家」類似要素を（的確にも！）探知し、インデックスの目的の明文化でこれを払拭せんとしたのでは、と思わせる所以である。（尚、ブレイクモア・オプラーの残した記録には本件は言及されていない。）

一方、第四期にマコーミックも一度のみ「筆頭者」を取り上げるが、それは翻訳語の問題として片付けられてしまっている（第一〇回、一〇／四、四九頁）。

マ　「第九条の筆頭に記載した者」という英訳に Head という文字が出るがこれをなくしたい。

司　それでは（the person who appears first in the Register）としては如何。

マ　可。

Hosei University Repository

後述の、現行戸籍法一三条の表現と、戸籍簿様式の間の不一致（場合によっては一三条の「偽装性」）をこの段階で予測・探知するのは難しいにせよ、マコーミックのこの問題の扱いは隔靴掻痒の観を免れない。[33] この「戸籍筆頭者」と「戸主」の連関性は、国会でも指摘される所となった。

［4］　国会審議

先ず、一九四七年一一月二二日の衆議院司法委員会における、与党社会党の石川金次郎議員による、奥野への質問を見る。連れ子のある女性が男の氏を称して結婚する場合、連れ子が氏を変えないために一人残る戸籍簿は、筆頭者であった母の名で従前通り表示されるが、母はその戸籍には既に記載されていないので、この場合本籍地と戸籍筆頭者によって戸籍を表示する方法は妥当でない、という純粋に技術的問題を石川は指摘する。これに対し、奥野は「その者［筆頭者］が死亡したり、あるいは他の戸籍に移っても、なおかつ移った者の氏名と本籍で表すというまことに変なことになる［…］が、それ以外に適当な方法がないのでやむを得ず九条をつくった」と答弁して、議論を終えている。[34]

しかし、問題にやや本質的に迫る質疑は参議院司法委員会で、三日後に大野幸一議員から、第一二八条の、現状の「戸主」等の記載がそのままの戸籍を「新法の規定による戸籍とみなす」条項との関連でなされた。[35]

大野幸一君　……百二十八条ですが、「これを新法の規定による戸籍とみなす。」こうあります意味ですが、ど

Hosei University Repository

うも新憲法ができても戸籍謄本を取ると戸主という言葉が削除されていないのであります。これは謄本を交付するときには今後は戸主というのを抹消するように適当にその係りの人が抹消して出すようにしたいと思う[…]。

これは、憲法施行のみでは「戸主」は消えず、民法の「応急措置法」でも戸主権が廃止されたのみであって、この時点では改正民法も未成立であることから来る現象である。当時の法的状況としてはやむを得ないが、後述の諸問題を考えれば、問題意識は了とされよう。奥野はこれに、「資材の関係、人手の関係等」で一度に全ての改製はできないので、「戸籍の筆頭に記載した者」は「今までの戸主の所に書いておった者」となるが、「止むを得ず従来通りになっておるわけであります」と答えて終わっている。

国会でもこれ以上の質疑はなく、第九条もこのまま成立した。

「戸籍筆頭者」存置の問題はしかし、法案成立後に頭を擡げて来た。

「戸籍筆頭者」についての規定は、まず要綱では「戸籍に記載したる者の中筆頭の者」であり、条文化後は、一貫して「戸籍ヲ表示スルニハ[…]戸籍ノ筆頭ニ記載シタル者ノ氏名及ヒ本籍ヲ以テス」乃至「戸籍は、その筆頭に記載した者の氏名及び本籍でこれを表示する」となっている。

次に、本項冒頭に示した、戸籍記載事項に関する規定の変化を見てみる。要綱以後、現行法まで内容はほぼ同じで

Hosei University Repository

ある。要綱では「各人について」の表現はない。しかし、条文に現れた段階で、最も早い時期の草案と思われる三章の第③草案の箇所で紹介した我妻文書中の草案から始まり、第④次草案以後も（参照し得た草案では全て）一貫して、第⑦次草案まで文語で「各人ニ付キ」、第⑨次草案以後は口語で、「各人について」、と左の現行戸籍法と同様になった訳である。現行第一三条の文言を繰り返しておくと、

戸籍には、本籍の外、戸籍内の各人について［強調和田］、左の事項を記載しなければならない。

一　氏名［強調和田］

二　出生の年月日　［…と周知の内容が続く］」

となっており、この法文のみからは、「各人」につき全く同様に各欄に（同じ）氏が（相異なる名と共に）繰り返し記載される。そして、そのうち「記載したる者の中筆頭の者の氏名及び本籍」が「［…］他の書類に戸籍の表示［インデックス］を必要とする場合に」（要綱　第七）書かれるに過ぎない、と自然に解される。また、青木／大森が後に新法下では「戸主の廃止により、戸籍内のすべての者について、戸籍上の取り扱いを同一にすることとした」［強調和田］と言っているのもは既に見た。[36]

マコーミックも法文案を読んだ上で、ほぼこのように理解していた。彼は法文案のみならず現実の戸籍簿様式の詳細にも留意している。即ち、マコーミックは自らの筆になる一二月一日付けの「GS戸籍法史料C」の五点に及ぶ添

Hosei University Repository

付資料の一つとしてに改正法案・旧法　各々による戸籍簿様式／用紙を入れ、これに英文で記載要領・内容を書き込んだ雛形をも作成していた。

これを見ると、改正法案による戸籍簿は各人とも全く同一の記入欄・様式（実は旧法の戸籍簿実物の第二頁以下の用紙）を用いており、（現行法では実は設けられている）特別の「本籍」欄・そのすぐ下の筆頭者の氏名欄はない。各人の間の相違は、（ア）筆頭者の欄にのみ当該戸籍の本籍が書かれること、（イ）筆頭者以外は筆頭者との続柄が記入される欄に、筆頭者に限って氏（"Surname"）が記入されること、の二点に過ぎない。（この雛形では、氏が筆頭者の欄に一度だけ記入されるのか、各人の"Name"の欄――"First/Personal Name"と限定はしていないため――にも繰り返し記入されるのかは判然としない。）

次に旧法による戸籍簿は実物を使い、冒頭の「本籍」「前戸主」「戸主」欄のみがある第一頁全体について、マコーミックはわざわざ「旧い、戸主登録　新戸籍法案では記入されない」と断っている。

ところが、法の運用はこれと異なる。改正法国会通過後二十日間を経て初めて、戸籍法施行規則が同四七年一二月二九日に司法省令として出されたわけだが、その第三三条一項「戸籍の記載は、附録第六号のひな形に定めた相当欄にこれをしなければならない。」に従い、「附録第一号様式　戸籍」「附録第六号　戸籍の記載のひな形」を見ると、各戸籍簿の冒頭に特に戸籍簿中唯一縦に一貫して幅広の「本籍」欄・「氏名」欄が縦列に並んでいるのが判明する。誰の「氏名」欄なのか（戸籍法施行規則にも、本ひな形にも）説明は皆無、当欄を見ただけでは全く判明しない。各人の欄を見、その内、「筆頭の者」の「名」が、第六号ひな形冒頭の「氏名」欄の「名」と一致することを確認して

Hosei University Repository

初めて、次の二点が判明する。

第一に、「各人について［…］氏名」が「記載」されておらず、「名」のみが記載されること。

第二に、前記の最も自然な法文の解釈と異なり、「各人」「すべての者の取り扱いを同一」に各欄に、名のみを（！）「記載したる者の中筆頭の者の氏名及び本籍」が、「他の書類」（後二者は、要綱第七）ならぬ戸籍簿そのものに特別に冒頭に幅広欄が設けられて、「戸籍の表示［インデックス］」のために書かれているのである。[37]

この筆頭者欄は、形態上は旧法の「前戸主」欄と、「氏」表示の機能上は旧法の「戸主」欄（乃至「前戸主」欄）と同一である。[38] 旧法と新法の様式を単純に比較してみれば、（マコーミックが新法下では使用されない、と言明した！）旧法下の用紙第一頁の形態がインデックス用とはいえ、「本籍」欄はそのまま、「前戸主」欄を「（筆頭者）氏名」欄に転用、「戸主」欄はそのまま「筆頭者」欄として用いられている訳である。

GSは前述の通り、こうした筆頭者欄が設けられることを、戸籍法成立前には予定していない。ではその後、施行規則が出されるまでの間に、改めて了承していたのか。参照し得た日本側・GHQ（GS／PHW／CI&E）側双方の文献には記録がない。ないだけに、施行規則は、技術的なもののみを法案から移したのだから問題はないはず、との心積もりで殆どチェックはしなかった蓋然性が高かろう。GSの気付かぬ所で旧制度の態様が残ったことが、史料から窺われる。

結果として、現行戸籍法一三条の表現と、戸籍簿様式は、精確には一致していない。この不一致がどの時点から存在したのか。GSや国会で法案審議中に、司法省や起草委員・幹事は既にこうした「筆頭者欄」のある様式の使用を意図・準備していたのか。それとも一二月九日の法案通過後、三週間後に迫った一月一日の施行を前に最終的に様式

Hosei University Repository

を検討し出して初めて、省令の如き決定をなしたのか。この点は史料では明白ではない。[39]

しかし、いずれの時点にせよ、様式考案者がもしこの不一致を意識していたとしたら、現行戸籍法一三条の表現には偽装性ありといわざるを得まい。

戸籍筆頭者・筆頭者欄を巡る問題を最後に総括しておく。

第一に、個人別編製でない限り、戸籍簿の容易な検索のためのインデックスの一項目として、必然的に乃至便宜上「代表者」名の要請が生じること自体の問題。無論、本籍地で検索し、同本籍地の複数の戸籍簿には検索用に単純に通し番号でも付せば、検索目的に「筆頭者」など設ける必要はなくなる。ただ実務の側からすれば、いずれにせよ存在する「筆頭に記載したる者」以外に番号が登場し、事務負担は増える。これを踏まえて、こうした「欄」を残した理由・背景を考察してみると、結局なるべく旧制度（下の戸籍簿）からの変更点を最小限にし、実務の混乱を避けるため、であろう。[40]

第二の問題として、こうした戸籍筆頭者欄の残存のために、法文と省令による様式の不一致（場合により「偽装性」）が生まれる（既述）。

第三には、筆頭者欄を設けた結果として、「筆頭者」が「戸主」に模され易い「家」類似要素であることよる、所謂「家」意識の温存があろう。[41]

第四に、法改正の四八年一月時点で、実体法たる民法が、実は戸籍筆頭者に一定の「権限」を与えており、これが適用の局面は極めて限定されるにせよ、第三の「家」意識の温存にも深く関わりかねない、という点を指摘しておこ

Hosei University Repository

う。これは、婚姻後の「戸籍筆頭者」は、潜在的に・かつ本人の意思を問わず、いわば「婚姻継続夫婦の氏規定（権限保有）者」である点である。換言すれば、本来「筆頭者」一人のみの縁組による氏の変動が、継続的にその配偶者の氏を支配し、その逆はない。[42]（民法上の「氏」の問題は極めて複雑で、概括は危険であるので、深入りは避け、例示のみを注に譲る。）この「権限保有者」には権限行使の意思による選択の余地はないため「権限」の用語に問題は残るが、この点留保を付せば、「戸籍筆頭者」には「一応何の法律的権力も効果もない」のであるから、これを残す点は譲歩する、という川島の既述引用の言は若干厳密性を欠くことになろう。

略語表（連載前回までの略語表と一部重複があるが、併せて参照されたい）

引用・参照文献の略語（著者の日本語発音または文献略語名による五十音順）

「戸籍委員会議事録（一）―（一九・終）」

以下、（　）内の漢数字が第X回会議

「（一九）四六―五一年Y月Z日」が会議開催日

「三一六号」等から以下が、『戸籍』掲載号、発行年月、頁

（一）　四六年一〇月二四日（三一六号、一九七二年一〇月、三二―四四頁）

（二）　一一月二二日（三一七号、一九七二年一一月、二五―三四頁）

Hosei University Repository

(三)　一二月一九日（三一八号、一九七二年一二月、三三―四五頁）
(四)　四七年　一月三一日（三一九号、一九七三年　一月、二五―四一頁）
(五)　三月一四日（三二〇号、一九七三年　二月、三三―四四頁）
(六)　四月二二日（三二三号、一九七三年　三月、四五―五八頁）
(七)　七月二一日（三二四号、一九七三年　四月、三七―四六頁）
(八)　九月三〇日（三二五号、一九七三年　五月、二五―三七頁）
(九)　一一月一七日（三二六号、一九七三年　六月、三一―四六頁）
(一〇)　四八年　二月二〇日（三二七号、一九七三年　七月、四一―五二頁）
(この間、一一～一八までの議事録は本稿では利用せず)
(一九・終)　五一年　六月二九日（三四〇号、一九七四年　六月、二九―四三頁）

「戸籍法／会談録」

「現行戸籍法立法関係資料Ⅲ」『戸籍』四五八号
（一九八二年一二月）三五―五五頁

尚、この文献の引用に限り、日付は（全て一九四七年）X月Y日を、「X／Y」のように表示した。

「戸籍法／座談会Ⅰ」「同Ⅱ」　「座談会　現行戸籍法のあゆみⅠ」『戸籍』四五五号
（一九八二年九月号）三四―四七頁
「同Ⅱ」『戸籍』四五六号（一九八二年一〇月）二九―四一頁

「戸籍法／立法資料Ⅰ」「同Ⅱ」「同Ⅱ補遺」

「現行戸籍法立法関係資料Ⅰ」『戸籍』四五五号（一九八二年九月号）四八―五八頁

「同Ⅱ」『戸籍』第四五六号（一九八二年一〇月）四二―六二頁

「同（Ⅱ補遺）」『戸籍』第四六五号（一九八三年五月）八〇頁

「GS戸籍法史料A」　以下の題目の、ブレイクモアからオプラー宛の文書。12 August 1947, "SUBJECT: Family Registration Law," Box 1477, Folder/title number: (17) Family Registration Law, ? [sic] -Oct. 1948, Sheet Nr.: LS—26187.

「GS戸籍法史料B」　22 August 1947, MftC, GS, "SUBJECT: Bill for Amendments to the Family Registraration Law," by Oppler. GSが作成したカーボンコピーがあり、複数がファイルされているため、以下の三箇所に見られる。

Box 1477, Folder/title number: (17) Family Registration Law, ? [sic] -Oct.1948, Sheet Nr.: LS—26187; Box no. 1500, Folder title/number: (3) Chronological File, 1947, Jan. 1947 - Dec. 1947, Sheet Nr.: LS—26289; and Box no. 1840, MftC, GS Book VI July 1947 - Aug.1947, CONFIDENTIAL, Sheet Nr.: LS—37949.（この三番目の文書には、ケイディスに依るらしい書き込みが見られる）

「GS戸籍法史料C」　1 December 1947, MftR, "SUBJECT: Bill for Amendments to the Family Registration Law," by McCormick. 及びその添付資料。

Hosei University Repository

Hosei University Repository

GSが作成したカーボンコピーがあり、複数がファイルされているため、以下の二箇所に見られる。Box 1477, Folder/title number: (17) Family Registration Law, ? [sic] -Oct. 1948, Sheet Nr.: LS—26187; and Box no. 1500, Folder title/number: (3) Chronological File, 1947, Jan. 1947 - Dec. 1947, Sheet Nr.: LS—26292.

(但し、本文で述べる「添付資料」が付されていて、参照できるのは前者のSheet Nr.: LS—26187のみである)

一GS戸籍法史料C　下書き」「GS戸籍法史料C」の下書きと見られる文書（殆ど同一だが、タイプの打ち直し等が散見される）が29 November 1947, MftR, "SUBJECT: Bill for Amendments to the Family Registration Law," Box 1525, Folder/title number: (60) Registration - Family Registration Law, Nov. 1947 - Oct. 1948, Sheet Nr.: LS—26644.)

「紹介」　前掲「戸籍法／立法資料I」「同II」各々の冒頭の「紹介」

「人口動態統計（改善）に関する委員会」

一九四X年Y月Z日「人口動態統計改善に関する委員会」第W回会議議事録（場合により頁数）(Sheet Nr.: PHW-00000)、という形で引用する。（第六回会議から「人口動態統計改善に関する委員会」と名称が修正されている。）

Box 9486, Folder/title number: "(1)—(7) Jinko Dotai [sic] (Tokei Kaizen) Ni Kansuru Iinkai #1-#13", Sheets Nr.: PHW-4024-4031. ("Tokei Kaizen" の挿入は、#6以降、Files: (4)—(7)

Hosei University Repository

である。）

(1) 代替的方法による「家」存置は、これを積極的に模索する（後に見る参議院のような）ケースのみならず、結果的に・乃至副次産物として良しとする（後に見る司法省民事二課のような）ケース、双方があり得る。

(2) GSにつき、第三章・第五節（1）—（4）に見られるGSの問題意識の重点の置き方を見よ。また、「結び」・第二節（2）も参照。司法省については、第三章・第四節・第一款末尾、及び本章・第一節・第一款（2）（4）・第二款（1）、本章・第三節　小括を参照。

(3) 第六回会談、八月二〇日「戸籍法／会談録」四四頁。

(4) この点を、前述の通り当時の戸籍法改正条文起草担当者であった青木の著作（共著）は「民法の家が従来戸籍そのものに化体していたことからみても、家の廃止は、従来の戸籍の廃止に等しく」と表現している。青木義人／大森政輔『全訂版　戸籍法』（第二版）日本評論社、一九八二年、三頁。

(5) 例えば、第二章・第四節の「氏」に関する補論で述べたオプラーの態度もそうであった通り。

(6) これら以外の問題を、五章で取り上げることになる。またこの他に、本稿では取り上げないが、国籍法改正と戸籍法改正同時審議の必要性・戸籍事務管轄は最高裁判所か司法省か、の点もGSとの会談では扱われている。

(7) 民法改正では要綱案の当初から、この場合継母子間に親子関係を生じない、としたにも拘わらず、戸籍では同一戸籍内にいることを、オプラーは問題としている。本稿では詳論しないが、実際に施行された戸籍法での解決は、このケースで初婚の時・再婚の時とも男子が氏を変えない場合は、そのままでは父継母子とも「氏」を同じくするため同一戸籍になっており、オプラー／GSの意見は反映されていない。

民法改正要綱（案）上の継母子関係の扱い及びその変化につき、差し当たり各要綱案掲載の『経過』二一三—二四三頁参照。

(8) 以下、座談会「占領政策は行き過ぎだったか」（出席者　我妻栄・宮沢俊義・鈴木竹雄・田中二郎・兼子一・石井照久・団藤重光）『ジュリスト』30号（一九五三年三月一五日号）、三五頁。

尚、兼子は別の場所でも、戸籍の現在の編製方法を批判、個人別編製方法を推奨している。兼子一「課題」中川善之助等編『家族問題と家族法Ⅶ　家事裁判』酒井書店、一九五七年、一二頁に述べていわく、

戸籍制度［…］は人の身分関係を登録公証する国家制度であるが、わが国の戸籍はその名の示すように人籍でなく、戸すなわち

Hosei University Repository

家を中心として編製されたことに始まる。民法改正によって家の制度は廃止されたけれども、現在は家の代りに氏が中心となったが、その体裁においてはたいした変革がない。それは実際的に当時の事情としては止むを得なかったことでもあろうが、身分関係の実体に関する民法の画期的改正に対して、これを表示公証する制度としては甚だ不徹底なものといわなければならない。少くとも漸進的にでも身分登録としてその機能を発揮するような合理的な制度に切替えるべきであろう。特に共同相続が通常となったのに、相続人を検索し、その資格を証明するためには、時を異にする多くの除籍簿にさかのぼらなければならず、それでも完璧を期し難い現状にある。例えば、これを人別的なカード式ににして、その事項欄には婚姻・縁組・認知のような身分行為だけでなく、この出生をもそれぞれ両親の欄に記載することにすれば、一人の身分カードで、この親とこの三代の関係が明確となるから、その者の相続関係を明確にたどることができることになるではないかと考えられる。

もっともこれは、若干不正確である。二世代を同一戸籍簿に記載するのは相続人の確定の迅速化・精確化のため、とするならば、確かに関連する戸籍簿相互間のクロスレファレンスのみならず、例えば系譜を個人カードに付して、現在の戸籍よりも更に相続人の確定の迅速化・精確化を進めることは可能である。しかし、その系譜上の親族各々の住居・生死の別・個人カードの所在、を確定するのも必ずしも容易でない。

(9) 宮澤俊義の小文、「家破れて氏あり」のことかと思われるが、これであるならば『法律タイムズ』第七号（一九四七年）、二五頁。

(10) 第二章の注6、及び片山が自ら発案した「家庭法」の草案を（多分司法省に）作成させたことにつき、本稿「付属資料3」（連載第五回、一〇八―一四二頁のうち一三五―一三六頁）の史料（38）も参照。

(11) 「会談録」と突き合わせると、こう言ったのは長谷川であり（第二回、八／九、三八頁）、青木ではない。無論記録に残っていないところで青木が言った可能性は排除できない。

(12) これは、平賀としては例えば川島武宜を念頭に置いていたのであろうか。川島とオブラーの綿密な連絡については、本稿の一部として公刊する「付属資料1」の和田による川島のインタビュー、「付属資料3」（注10参照）のGHQ文書のうち、史料（11）（16）（17）（27）（35）（尚、史料（9）も付随的に参照）、唄／竹下「新民法の成立」の「C氏（＝川島）」中のオブラーに関わる諸発言、及び川島『軌跡』二一四・二一六頁）、等を参照。

(13) 第一回国会衆議院司法委員会会議録第五十七号昭和二十二年十一月二十日、製本版四七三頁、マイクロフィルム版六六三頁左。

(14) 第一回国会参議院司法委員会会議録第四十二号昭和二十二年十一月二十五日［製本二―四頁（但し官報の号の頁）、マイクロ四〇

Hosei University Repository

二右―四〇三右」

(15) 第一回国会参議院司法委員会会議録第四十二号昭和二十二年十一月二十五日、製本版七―八頁（但し官報の号の頁）、マイクロフィルム版四〇四左―四〇五右頁。

(16) 鬼丸議員はここで明確に二点に分けて質問、この点は第二点である。これに対し、奥野も「第一点でありますが、」と内容的にも対応して答えた後で、この議事録の箇所となるので、ここが第二点の答と推定できる。

尚、『奥野健一の人と業績』奥野健一『裁判と立法』付録（第一法規出版、一九八六年）四四頁の、参議院法制局長時代の話ながら、議会でGHQの話は速記を止めてやる、と奥野本人が語っている箇所を参照。

(17) 後に、奥野は、「結局司令部では三代戸籍はどうしても認めない、親子だけしか認めないという非常に強い意向がしまいに出ましてね」（『経過』二〇頁）と回顧している。これは、鬼丸への答弁前の、GSとの会談（既述）のみならず、本文後述の修正案に対するGSの反対も踏まえたものであろう。

(18) 同前、同日議事録六頁／四〇四頁右。

(19) しかも、鬼丸は言わないのであるが、これを更に「なるべく（民法改正の根本方針であった）現実に即して」自由編製とすれば、反論を更に封ずることができたであろう。

(20) 無論、GHQ／GSが鬼丸案の如き編製に反対である理由を、GHQの名前を出さずに奥野が言う、という方法もあったであろう。例えば、民法で「家」を廃止したのだから、「家」意識の温存を避けるために、三世代編製はなくす、等。しかしそういう場合でも、個人別編製にしない限り、鬼丸の立場からの再反論は避けがたい。

尚、三世代以上の一律編製案も反対案としては可能であるが、提案されなかった。また、仮に提案されても、奥野は、実態と少し違うとの理由で再反論し得たであろう。

(21) 以下、史料は全てBox no. 1525, Folder title/number (60) Registration - Family Registration, Nov. 1947 - Oct. 1948, Sheet Nr.: LS―26645.

(22) 次案の「直系尊属」と異なる表現が採られていることからも、「直接の尊属」即ち親の意であろう。

(23) 「梶田」とは、おそらく「梶田　年」であろう。そうならば、この時点では確かに参議院司法委員会に関係しており、また一九四六年七月の段階では、判事、司法法制審議会委員／臨時法制調査会（第三部会）委員（『経過』二〇八、二一〇頁）。「伊藤」は司法委員会の委員長と明記されており、伊藤修（おさむ）であろう。社会党の参議院議員、弁護士出身である（『議会制度百年史、貴族院／

Hosei University Repository

参議院」二四二頁に拠る)。「根本」は「根本松男」であろうか？　松男ならば、四六年七月の段階で、判事、司法法制審議会幹事(『経過』二〇九頁)で、オプラーが「緊密なコンタクト」(和田訳)を保っており、親しかったと見られる人物である(Oppler, *Legal Reform*, p. 77, p. 162、和訳オプラー『法制改革』、六七・一四〇頁)。

(24) この省略箇所の原文は、"[...] such immediate children as are unmarried and not otherwise emancipated."であるが、後者の「及び何らかの他の方法で親から離れていない子」というのは、具体例としては、(未婚かつ)分籍していない成年の子や、非嫡出子を生んでいない子、等を指すのであろう。

(25) 吉田三市郎は臨時法制調査会や司法法制審議会などのメンバーには入っていない。以下は『昭和二八年七月　家庭裁判資料第34号　民法改正に関する国会関係資料』最高裁判所事務総局、三九九頁。

(26) 第一回国会参議院司法委員会会議録第四十二号昭和二十二年十一月二十五日、製本版六頁、マイクロフィルム板四〇四頁右。

(27) Box no. 1525, Folder title/number: (60) Registration - Family Registration, Sheet Nr.: LS—26645.

(28) "Name of"は無論マコーミックによる日本語理解の誤りだが、マコーミックは、「戸籍筆頭者欄に書く名前」の意味で書いていたのであろう。(尚、この引用箇所のイタリック体は原典ではアンダーラインである。)

(29) 適当な訳がない。マコーミックがSEKIをsystemと誤解したふしがある。

(30) 注24と同箇所である。

(31) 但し「民籍」の語は、戦前の日韓併合前後、一九〇九年に「旧韓国政府が民籍法を発布して」後、一九二二年に「朝鮮戸籍令を公布」(翌年施行)するまでの朝鮮半島に於ける戸籍(乃至その類似)制度について、法律上の用語として用いられていた。外務省条約局法規課『制令(『外地法制誌』第四部の一)前編』一九六〇年(一〇月)、四七—四八頁参照。これが、日本で「民籍」なる名称を新たに使用する際に何らかの考慮の対象となったか否かは、現時点では史料上判明しない。

(32) 戸籍筆頭者の問題は、戸籍簿に現れる方法(特別欄あり、後述)から見て、一応これを「静的側面」で捉えるが、後述の「戸籍筆頭者」が実は保有する「権限」が、動的側面(例では養子縁組)に典型的に現れる面を看過している訳ではない。両面に現れるがゆえに、問題の重要性が認識される。

(33) 敢えていえば、筆「頭」者の表現上、司法省によるHeadの訳語は正しいのであり、この和英用語双方にこそ、以下の問題が象徴的に現れていたのである。これを原文を変えずに訳語のみで解決、としたマコーミックの問題看過を批判するのは、日本語が達者のブレイクモアとそうでないマコーミックを比較するのは酷だ、という理由のみでは却下されまい。(マコーミックの問題意識が、英訳法

Hosei University Repository

文を見て是非を決める上司への配慮のみであった、とは言わぬまでも。）

尚、Oppler, *Legal Reform*, pp. 68-69（和訳オプラー『法制改革』六〇頁）で、オプラーはマコーミックの資質を評価しているが、曰く「とりわけ仕事熱心でもなく、時としてやや［物事・発想の］整理が悪かったが、彼は名文家であり、人柄が大変心地良く、人間関係の分野の処理が実にうまいことが判明した。私はそれゆえ、彼の外交的才能を日本人との協議にうまく使うことができた。」（和田訳。和訳書のマコーミックが「組織を混乱させた」「薬天家」という訳は疑問。）（この箇所の直後の言表はしかし、オプラーはマコーミックは自分が選んだスタッフではない・さほど望ましい部下ではない、とのニュアンスである。）　マコーミックが戸籍法改正で重要な痕跡を残すのは、この筆頭者の関連と、本稿第五章で後述の戸籍簿公開原則の参議院修正案のGSによる承認の経緯（詳細不明）であるが、この筆頭者の件では（以下にも見る通り）少なくともこのオプラーの評価が妥当するように思われる。

(34) 第一回国会衆議院司法委員会会議録第五十九号、昭和二十二年十一月二十二日、製本版四八八頁、マイクロフィルム版六七一頁右。

(35) 第一回国会参議院司法委員会会議録第四十二号、昭和二十二年十一月二十五日、四一五頁、マイクロフィルム版四〇三頁右—左。

(36) 青木義人／大森政輔『戸籍法』全訂版、日本評論社、一九八二年、四頁。

(37) 第一・二の点（換言すれば戸籍筆頭者欄が「氏」表示機能を果たしていること）は、私見では現行戸籍法に違背する疑いがある。興味深い問題であるが、本稿の課題ではないので立ち入らない。

(38) 本項冒頭の規定の変化一覧を参照。

(39) 三章・第六節の関連注でも述べた通り、四七年九月三〇日及び一一月一七日の「戸籍委員会議事録（八）・（九）」、順に（八）が二六—二七頁、（九）が三三頁、四三—四六頁で、青木が施行規則案について説明し、委員の意見を募っているが、後者の三三頁の青木の「個人の試案」の内容も含め、本議事録ではこの点何ら窺い知れない。四八年二月の委員会の「同議事録（一〇）」には施行規則の成立過程について何ら言及はない。

(40) この点、戸籍筆頭者欄に限らぬ一般論として、唄孝一「戸籍の改製とその周辺　—十年を迎えた新戸籍法—（上）（中）」『ジュリスト』第一四七・一四八号（一九五八年）、順に三一—三九、一八—二六頁、の全体を参照。（本来未完だが、そのまま唄孝一『家族法著作選集第一巻　戦後改革と家族法——家・氏・戸籍』日本評論社、一九九二年、三二一—三五九頁に再録。）また、これを踏まえた座談会として、（本稿の）戸籍法改正を担当していた青木義人に加え、唄、村上朝一、我妻榮を含むメンバーが参加した、「戸籍セミナー（番外）　戸籍の改製（上）（下）」『ジュリスト』第一五四・一五六号（一九五八年）の全般も参照されたい。

(41) 法改正後の社会に於けるこうした意識の分析は、本稿の課題ではなく、次の文献の例示的指摘にとどめる。「座談会　司法制度の

Hosei University Repository

再検討――独立後の法令は如何に改正せらるべきか――」（一九五二年七月一日）『自由と正義』第三巻第八号（一九五二年八月一日）の左記の発言が参考となる。この座談会諸発言の基本的問題は、占領下の法改正はアメリカ法を導入したもの、という誤った大前提であろう。（我妻はこの座談会乃至当時のこうした風潮を意識して『経過』を編纂したと思われる。）一八頁には出席者［部分］として「衆議院議員　佐瀬昌三　鍛冶良作　　参議院議員　一松定吉　伊藤　修　　日本弁護士連合会　海野普吉　加藤行吉　　副会長　山崎　佐」が挙げられている。先ず法改正当時の参議院司法委員会委員長で、既述の通り当時ＧＳに修正案を持ち込んだ伊藤修の発言を例示しておく。

伊藤　［…］日本民族の過去における家族制度にしても、成文法はなくとも、不文律としてよい面を多く持って居たのに、個人本位に改正されたことは、調和を欠くもので、日本の家族制度の在り方として民族性に副わない行過ぎの点は是正せらるべきであるし、斯うした法律が日本民族にたいしてその法律目的を完全に遂げられるか疑問である。［一二〇頁］

というトーンの議論に続き、一松議員が戸籍筆頭者に関わる自身の問題意識を吐露する。

一松　私が終戦後身分法の改正で最も不満に思うことは、いろいろありますが、そのうちで改正前の親族法の方がよかったと思う例を挙げれば、以下述べるような事実がある。

私の伜政記は四十年前私等夫婦の養子として迎え長女と結婚せしめ、今より七年前［明治民法の規定により］私が隠居し家督を相続せしめて戸主となった。これが終戦後における戸籍法の改正で筆頭者となった［強調和田］。これは当然のことで何も不服はない。処が先月私が妻をつれて政記の戸籍より分家した処が、驚いたことには私の妻が筆頭者となり、私が妻の下に家族となっているではありませぬか。実にけしからん話である。私は五十五年前一松家に養子に入り、家付の長女である今の妻と結婚し五十一年前養父が隠居して私が戸主となって養子政記に家督を譲って隠居する迄約四十余年の間、ずっと戸主として一松家の実権を握って家族全部の面倒を見て来たので、妻も勿論家族として私の下で貞淑に働いて来たのである。それが私が今回分家すると同時に妻が筆頭者となり、私がその下の家族として処遇を受けるとは一体どういう訳か、甚だ了解に苦しむ処である。これが戸籍法上当然のことであるとするならばこんな間違った戸籍の改悪は改めなければならぬと考えて今取調中であります。［…］こんな我国の良い習慣であった身分法を改悪してアメリカ式に変更したことはよくない。私は矢張り従来の家督相続の方法がよいと思う。［…］家族制度を支離滅裂にするような制度は国民の団結上からもよくないとおもいますから、新憲法の精神を蹂躙しない程度に我国情に適合せぬような点は改正することが必要であると思います。［一二頁］

ここには「戸籍」を残存させたゆえの（極めて自然な）誤解がある。確かにこのケースは、（1）どちらが筆頭者になるか、という技

Hosei University Repository

術面では、戸籍と呼ぼうが民籍と呼ぼうが（司法省が一番避けたがった）混乱をきたしている。しかし、（2）「筆頭者」にいかなる地位を認めるか、という心理面では、「民籍」と呼びかつ本籍・筆頭者特別欄を（マコーミック案のように）削除、各人ほぼ完全平等にすれば、「筆頭者」の意味がほぼなくなり、一松のケースでも、妻が先でも気にしない・単にインデックス用であり制度としても夫妻どちらが先でも良くなる、という様に、かなり問題は軽減されたのではないか。更に伊藤が、

伊藤　一松さんの言われたあの点は、当時連合国で、日本の強固な軍国主義的家族制度を打砕く必要から来た大きな政策でオプラー博士もこれには非常な関心をもっておったようであるが、一松さんの云われたような、日本の国情と一致しない不合理が出て来たのである。［二二頁］

と言う。GSの「軍国主義的家族制度を打砕く必要から来た大きな政策」云々を証する記録は（本稿で述べる通り）ない。逆に、戸籍法修正案をめぐってGSとコンタクトもあった日本側の伊藤は、占領軍の意図をこう解していたことが、この発言により知られる。（加えて、「日本の強固な軍国主義的家族制度」が、伊藤にとっての主観的な「家」制度の実態の一側面でもあったであろうか？）

(42)　一例のみ挙げておこう。

典型的には、婚姻により夫婦ABが同一戸籍に入る場合、共通の夫婦の氏（Aの氏）を平等な決定権を行使し合意で決める（民法第七五〇条）ことで、Aが「戸籍筆頭者」となる。（戸籍法第一四条の第一、「氏名を記載するには、左の順序による。第一　夫婦が、夫の氏を称するときは夫、妻の氏を称するときは妻［…］」）ところがこうして「平等に」決められた後の、「戸籍筆頭者」の権限内容は、極めて不平等な内容を持つ。（「事実として、夫婦の婚姻前の一方の氏のみしか、共通の夫婦の氏として名乗れないから、民法第七五〇条自体が不平等、夫婦別姓を許すべし」、という問題点は今おく。）

第一のケースとして、「戸籍筆頭者」Aの両親CDが離婚しDが復氏したとする。その後「筆頭者」でないBのみがDの養子となる場合、BはDの復氏後の氏を名乗ることはできず、Aの氏を引き続き名乗ることができるのみである。この場合、「筆頭者」Aも引き続きAの氏を名乗ることができるのみである。（Bの単独養子縁組にAが与えるべき合意の問題は、ここでは一応捨象する。）

第二の別のケースとして、「筆頭者」でないBの両親EFが離婚（Fが復氏）したとする。その後「筆頭者」Aのみが E又はF（いずれにせよ）の養子となる場合、AはEまたはF（の復氏後）の氏を新たに名乗ることしかできず、Aの氏を引き続き名乗ることはできない。この場合、BもAと全く同様に、EまたはF（の復氏後）の氏を新たに名乗ることしかできず、Aの氏を引き続き名乗ることはできない。（Aの単独養子縁組にBが与えるべき合意の問題も、ここでは一応捨象する。）

Hosei University Repository

民法第七五〇条の適用は、婚姻成立時にとどまらない。婚姻継続中例外なしに、婚姻の際に氏を改めた者Aの氏を、婚姻の際に氏を改めた者Bは名乗るのが、同条の趣旨である。（これは、Aの氏が変動し、E、Fの氏を名乗ることとなった場合も同じである。）即ち、右の養子のケースで、養子縁組時に新たにABが夫婦いずれの氏を名乗るかを、「平等な決定権を行使し合意で決める」（婚姻の時のような）機会は民法上与えられていない。（一九八七年の改正以前の、但書がない、民法第八一〇条参照。）

以上につき、川井健他編『民法コンメンタール20親族2』一九八七年、二三八四―二三八五頁（八一〇条、大森政輔）参照。現代的な問題としては、夫婦の一方のみの養子は、一九八七年の改正で実現しているため、一九四七年時点よりも、この「戸籍筆頭者」の「権限」の問題出現の場面は、遥かに大きくなっている。同書同頁、及び法務省民事局内法務研究会編『改正養子法と戸籍実務』テイハン、一九八八年、一七―一八頁参照。）

これにより、「筆頭者」の氏が、婚姻後も継続的に夫婦ABの氏決定を支配する。ゆえに「戸籍筆頭者」は、民法上の規定により「婚姻継続夫婦の氏規定（権限保有）者」であり、換言すれば、本来「筆頭者」一人のみの縁組によるの氏の変動が、継続的にその配偶者の氏を支配し、その逆はないという、本文で述べたことになる。繰り返すが、戸籍筆頭者に「権限」を与えているのは、民法であって、戸籍法ではない。ここで指摘するのは、（この点に関する限り紙上の問題に過ぎない）戸籍筆頭者制の裏に潜む民法上の問題（更に川島のこの問題の看過）である。